



あきる野市 農業振興計画

やってんべえ！
「明日の笑顔が見える、
あきる野農業」



策定 平成28年5月
改定 令和 5年3月

目 次

第1章 農業振興計画の概要

1	計画の改定の目的	4
2	計画の期間	4
3	計画の位置付け	5
4	農業を取り巻く情勢の変化	7

第2章 あきる野農業の現状と旧農業振興計画の検証・課題

1	農業の概要	10
2	施策の推進状況	15

第3章 あきる野農業の進むべき道

1	目標	19
2	計画の3つの基本方針	19
3	あきる野市農業振興計画の体系	21
4	今後の取組と成果目標	22

資料編

1	アンケート調査	38
2	あきる野市農業振興計画策定検討委員会委員名簿	49
3	あきる野市農業振興計画の策定経過	50
4	あきる野市農業振興計画策定検討委員会設置要綱	51
5	表紙の説明	53

第1章 農業振興計画の概要

1 計画の改定の目的

あきる野市では平成28年度に策定した「あきる野市農業振興計画」(以下「本計画」という。)に基づきあきる野農業の振興を図るため、様々な施策を行ってきました。

現在においても、秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター及び瀬音の湯物産販売所「朝露」を中心に、市内で生産された新鮮で安全・安心な農畜産物を市民等に供給する「地産地消型」農業に取り組んでいます。

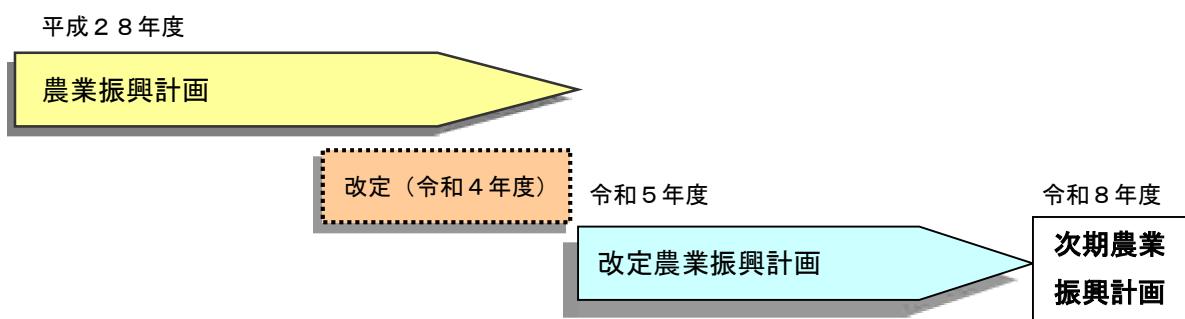
しかしながら、農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手の不足、農地の減少とともに遊休農地（耕作放棄地）の増加などの問題を抱えています。

一方、関係法令については、平成28年5月に国の「都市農業振興基本計画」が策定され、都市農業に対するあり方が定められたほか、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の制定、「生産緑地法」や「農地中間管理事業の推進に関する法律」の改正など、平成28年度の本計画の策定以降、様々な整備が行われてきました。

本計画は、あきる野市の農業振興の計画の指針とともに、重点的に取り組む施策を明らかにするものです。

2 計画の期間

農業者、農地の減少や食の安全・安心など農業を取り巻く状況に変化が見られることから、平成28年度に策定した本計画を改定し、令和5年度（2023年度）から令和7年度（2025年度）までの3年間を計画の期間とします。



3 計画の位置付け

本計画は、都市農業振興基本法に基づく地方計画として位置付けられるものです。加えて、国、東京都及び市の農業振興に関する各種計画を踏まえ、効果的に効率的な施策の展開を図っていくこととします。

(1) 食料・農業・農村基本法との関係

食料・農業・農村基本法は、国の責務（第7条）、地方公共団体の責務（第8条）において、都市と農村の交流等（第36条第2項）を行うものとされています。

本計画は、この法律及び国の中長期基本計画（食料・農業・農村基本計画）に沿って、あきる野農業の振興を図るとともに、あきる野の地域特性を生かした農業を推進します。

(2) 都市農業振興基本法との関係

都市農業振興基本法は、国の責務（第4条）、地方公共団体の責務（第5条）において、国は基本計画を定めなければならないとされており、地方公共団体は地方計画を定めるよう努めるものとされています。平成28年5月に「都市農業振興基本計画」が策定され、従来「宅地化すべきもの」とされていた都市農地を農産物の供給、防災、環境保全、農業体験・学習の場など多様な機能をもつ、「都市にあるべきもの」へと位置付けが転換されています。

(3) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

本市における農業経営基盤強化促進法第6条に基づく「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」については平成28年に改正を行っており、本計画と合わせ基本構想と位置付けています。

(4) 東京都農業振興基本方針・東京農業振興プラン

東京都では、平成26年6月に「東京都農業振興基本方針」が策定されています。この方針では、都民生活に密着した産業として東京農業を発展させる施策の展開と必要な制度改善を国に提案するためのものとされています。

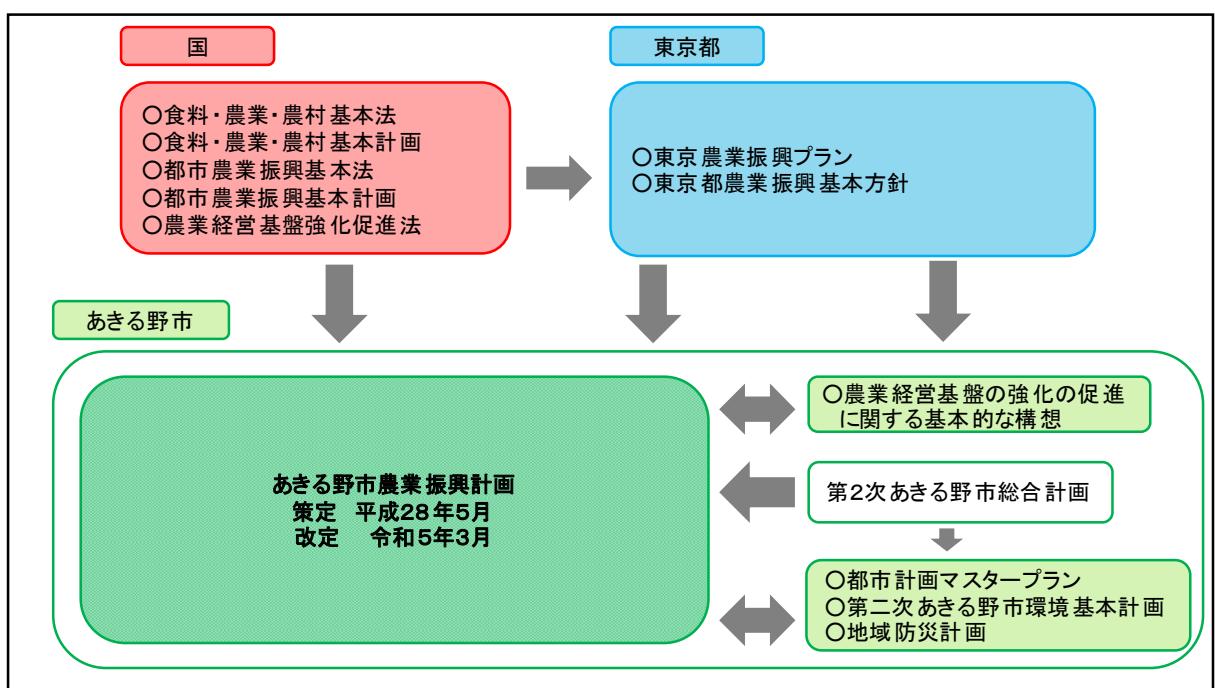
また、平成29年5月に「東京農業振興プラン」を策定しており、東京農業を取り巻く社会情勢が変化する中、将来を見据えた東京農業の振興の方向と施策展開を示しています。

(5) 「第2次あきる野市総合計画」

第2次あきる野市総合計画は、「豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野」を将来都市像とし、産業振興分野のまちづくりの方向性である「消費者志向に合わせた都市型農業の推進」を図るため、「多様な農業者の育成・確保」、「魅力ある農業経営の確立」、「生産環境の整備」、「農業振興策の検討等」の4つを施策として掲げています。

あきる野市農業振興計画は、これらの施策に対する具体的な取組を明らかにし、あきる野農業の振興を推進していきます。

【計画の位置付け図】



4 農業を取り巻く情勢の変化

あきる野農業を振興していく上で、新たな関係法令や上位計画の制定又は改正が行われました。

(1) 東京農業振興プラン

平成29年5月に改定された東京農業振興プランでは、都市農業振興基本法の制定等を踏まえ4つの視点を中心に新たな農業施策を展開することとしています。

- ①担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開
- ②農地保全と多面的機能の発揮
- ③持続可能な農業生産と地産地消の推進
- ④地域の特色を活かした農業の推進

(2) 生産緑地法

生産緑地制度とは、市街化区域内の農地を、所有者の申出により都市計画に定め、都市における農地等の適正な保全を図るための制度で、平成29年5月に改正されました。

主な改正内容

- ①面積要件の緩和（一団で500m²から300m²以上に引下げが可能）
(あきる野市も引下げ済み)
- ②生産緑地に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物直売所、農家レストランの設置が可能
- ③生産緑地地区の都市計画の決定後30年経過するものについて、買取申出が可能となる期日を10年延長できる特定生産緑地制度の創設

(3) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年6月制定）

都市農業の有効活用を目的として、市街化区域内農地のうち、生産緑地の貸借が行える仕組みが始まりました。

主な内容

- ①貸付けたまま相続税納税猶予制度の適用を受けることが可能
- ②一定の要件のもと生産緑地の買取申出をすることが可能（農地所有者が貸付者の年間従事日数の1割以上の従事が要件）
- ③貸借が終了すれば、貸借した農地は必ず所有者に返還される。

(4) 農地中間管理事業の推進に関する法律

農地中間管理事業とは、中間管理機構 ((一社) 東京都農業会議) が農地所有者から農地を借受け、その農地を規模拡大を目指している認定農業者・認定新規就農者などの担い手に貸し出す制度です。令和元年11月の法改正により対象地域が「農業振興地域内農用地」から「市街化区域以外」へ拡大しました。

(5) 農業経営基盤強化促進法等

効率的かつ安定的な農業経営を行うために安心して農地の貸借を行うことができる仕組みや、意欲ある農業者を支援するために整備された法律です。平成30年に改正が行われ、令和5年4月にも施行が予定されています。

主な内容（平成30年11月）

- ①所有者不明の農地について貸借が可能
- ②所有者不明の共有持分の農地について、2分の1以上の同意が得ることができれば、5年から最大20年まで貸借することが可能
- ③農業用ハウスを農地に設置するに当たって、床部分を全面コンクリート張りとした場合でも農地転用には該当しない。

主な内容（令和5年4月（予定））

- ①地域計画の策定・目標地図の作成の法定化
- ②農地バンクにより、農用地利用集積等促進計画（旧農用地利用集積計画）を策定し、農地の貸借を促進する。
- ③所有者不明の共有持分の農地について、20年の貸借期間の上限を延長し最大40年とする。
- ④農地の取得及び貸借に係る下限面積要件を廃止

(6) 本計画とSDGsの関連性



平成27年9月の国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は17の目標と169の具体的目標で構成された国際社会共通の目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に取り組むこととしています。

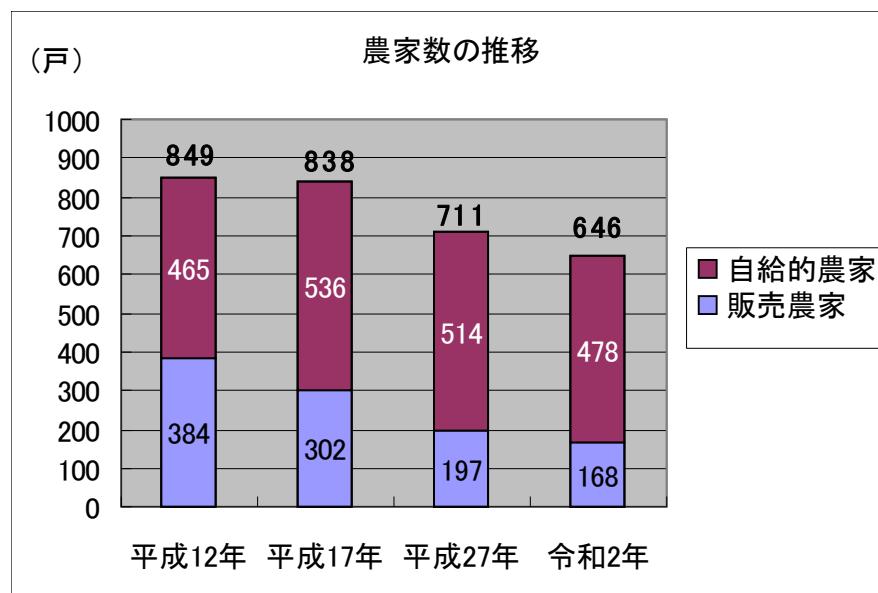
本市においても、農業振興とともに持続可能なまちづくりに向けて農業者・関係団体と協力関係を築き、食糧の供給や環境保全についての取組を行っていく必要があります。

第2章 あきる野農業の現状と旧農業振興計画の検証・課題

1 農業の概要

(1) 農家数の推移

「2020（令和2年）年農林業センサス」によると、あきる野市の農家数は646戸、この5年（2015（平成27年）年農林業センサス結果）で65戸減少しました。その内訳は、販売農家が29戸の減少、自給的農家も36戸の減少となっています。



（出典：農林業センサス）

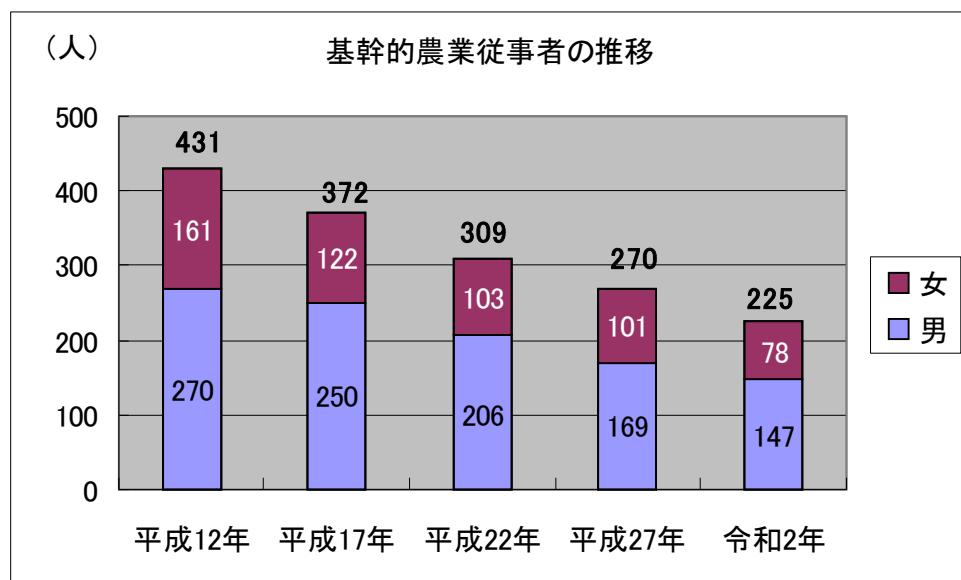
用語解説

農家	調査期日現在の経営耕作面積が10a（1000m ² ）以上の農業を営む世帯又は経営耕作面積が10a未満であっても調査前期日1年間の農産物販売額金額が15万円以上あった世帯（例外規定農家）をいう。
販売農家	経営耕地面積が30a（3000m ² ）以上又は農産物販売額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕作面積が30a未満かつ農産物販売額が調査期日前1年間で50万円未満である農家をいう。

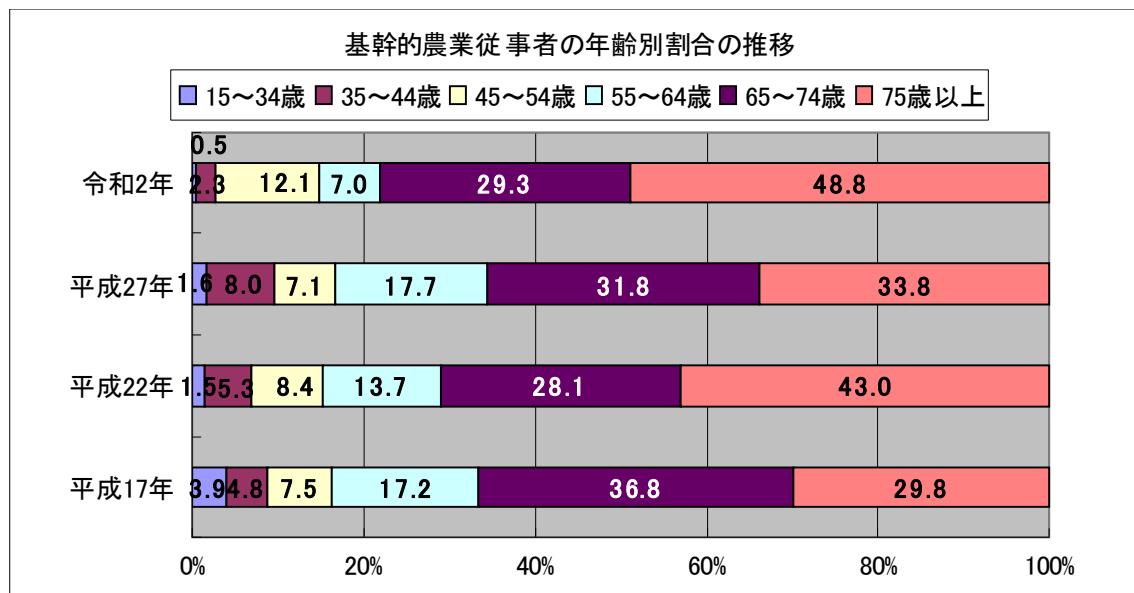
(2) 基幹的農業従事者の推移

基幹的農業従事者は毎年減少傾向にあり、65歳以上の従事者が約8割を占めています。

また、基幹的農業従事者の割合を年齢別にみると、35歳から44歳までの年齢層の減少が顕著です。令和2年に一時的に45歳から54歳までの割合が増えましたが、年々高齢化が深刻化しています。



(出典：農林業センサス)



(出典：農林業センサス)

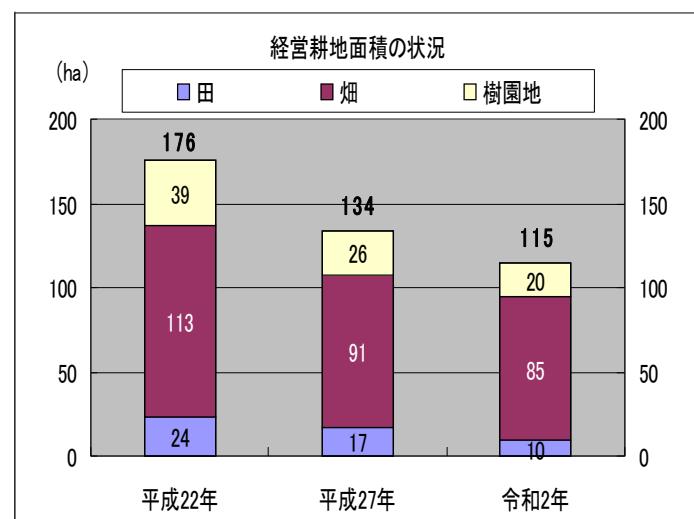
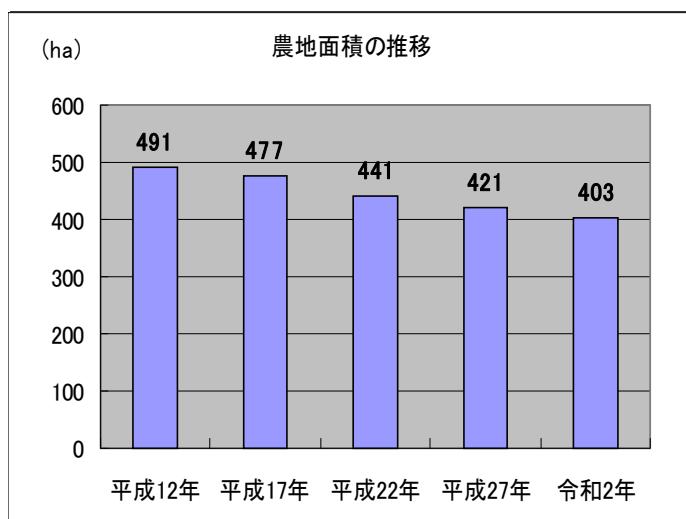
用語解説

基幹的農業従事者 農業就業人口のうち、普段の主な仕事が農業のみ、農業を主に従事していた者をいう。

(3) 農地の状況

令和2年の農地面積は403haで20年前の平成12年と比べて88ha減少しています。

経営耕地面積については、10年前と比較して61ha減少しており、「田」は58%の減少、「畑」は25%の減少、「樹園地」は49%の減少となっています。



(出典：農林水産省市町別統計「作物統計調査」)

(出典：農林業センサス)

用語解説

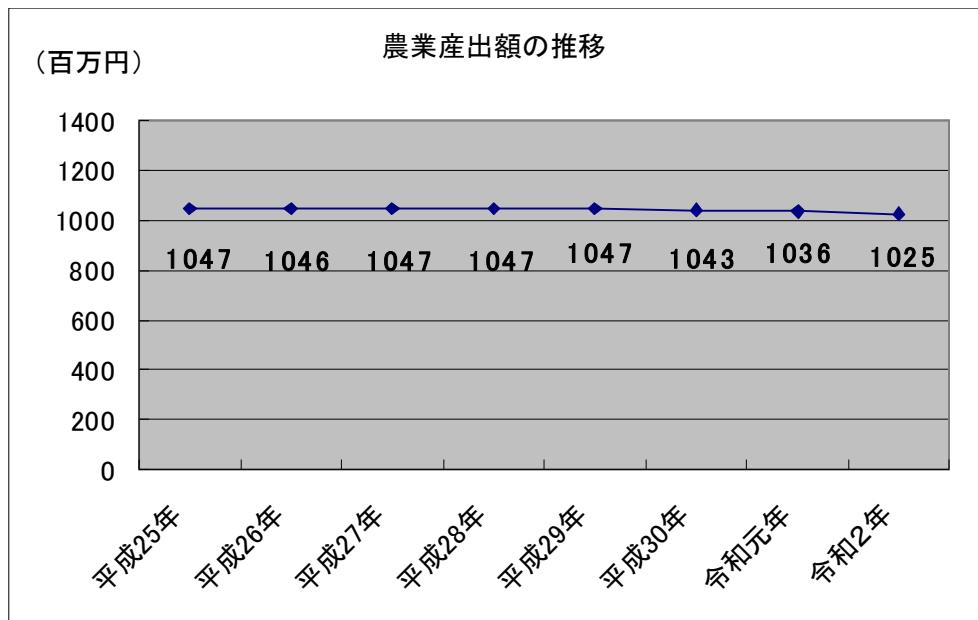
農地面積	耕作の目的に供される田、樹園地、畑などのうち肥培管理を行って作物を栽培している土地をいう。不動産登記簿又は、固定資産台帳上の地目に関わらず、現況が農地の場合を農地とする。
経営耕地面積	農家が経営する耕地（田・畑・樹園地の計）の面積をいい、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたものに、借りている耕地を加えたものをいう。

(4) 農業産出額の推移

令和2年の農業産出額は約10億2500万円で、平成25年から大きな変化は見られません。

農業産出額が最も多い農産物はトマトで、次いでスイートコーンとなっています。

また、作付延べ面積においては、スイートコーンが最も多く作付されています。



(出典：東京都農作物生産状況調査)

農業産出額順位（令和2年）

順位	品目	構成比 (%)
1	トマト	13
2	スイートコーン	5
3	ナス	5
4	ネギ	5
5	キュウリ	4

(出典：東京都農作物生産状況調査)

作付延べ面積順位（令和2年）

順位	品目	面積 (ha)	収穫量 (t)	産出額 (百万円)
1	スイートコーン	29.3	279	52
2	バレイショ	15.3	322	35
3	ネギ	10.7	226	48
4	サトイモ	10.2	110	25
5	ダイコン	9.7	431	26
6	ハクサイ	8.4	401	20
7	タマネギ	6.6	203	15
8	ホウレンソウ	6.6	78	24
9	キャベツ	5.9	195	15
10	ブロッコリー	5.7	62	11

(出典：東京都農作物生産状況調査)

(5) 農業関係団体の状況

市内の農業関係団体は、「あきる野市農業振興会」、「JAあきがわ」、「JAあきがわ直売所運営委員会秋川地区及び五日市地区出荷部会」などがあり、農業者は複数の団体に加入しています。また、役員の重複により農業従事への影響も懸念されています。近年は、後継者部や青壮年部の会員数は増加傾向にあるものの、女性部員については全体的に減少傾向にあります。

団体名	会員数(人)	内容
あきる野市農業振興会	149	農業経営の発展及び安定に関する取組と会員相互の連携
農産物生産部	115	
後継者部	24	
畜産部	10	
JAあきがわ (日の出町・檜原村在住の会員を含む)	—	
営農部会	242	生産技術の向上
畜産部会	8	経営の安定化及び新技術の調査研究
青壮年部会	50	農業新技術の習得
酪農ヘルパー利用組合	5	酪農家の休暇の確立及び酪農経営の安定化
JAあきがわ直売所運営委員会 秋川地区出荷部会	102	直売所の運営向上及び安定に関するこ
JAあきがわ直売所運営委員会 五日市地区出荷部会 (檜原村在住の会員を含む)	60	直売所の運営向上及び安定に関するこ
十里木・長岳農畜産物等直売組合	37	農畜産物の直売

(令和4年3月現在)

2 施策の推進状況

都市農業振興基本法、生産緑地法、農地中間管理事業の推進に関する法律など農地と扱い手を巡る制度の大きな改正が進んでおり、令和5年4月には地域計画の法定化等を盛り込んだ農業経営基盤強化促進法等の一部改正の施行が予定されています。

こうした環境の中、平成28年度の本計画策定からこれまで実施してきた施策の取組実績と検証を行い、そこから見えてきた新たな課題を抽出します。

(1) 魅力ある農業経営の確立

① 地産地消型農業の推進

施 策	取組実績・検証	課題抽出
直売所の拡充	秋川ファーマーズセンター再整備に向けての検討 事業者によるリアルタイムでの販売状況確認システムの運用	○秋川ファーマーズセンターの老朽化 ○農畜産物以外の加工品の充実 ○人気商品(とうもろこし等)の不足
農畜産物の安定供給	東京都補助事業により認定農業者が行う、生産基盤の強化に対する補助 台風19号の被害による農業用水路の復旧支援 優良牛品種改良研究、家畜伝染病の予防接種等の助成 肥料・飼料・燃料などの生産資材の高騰対策	○補助事業の利便性 ○災害等への迅速かつ適切な対応 ○スマート農業の推進
消費者と農業者の交流イベント	農業体験イベント「あきる農を知り隊」の開催 料理講習会等への地場産農産物の利用 産業祭の開催により、農業への理解の醸成	○社会情勢に合わせたイベントへの対応 ○農業体験の拡充 ○あきる野産野菜の市外へのPR活動

② 担い手の確保・育成

施 策	取組実績・検証	課題抽出
認定農業者制度等の推進	認定農業者 48人 制度普及 PR（委員会だより、振興会だより）	○認定農業者制度の周知
農業後継者の育成支援	提案型補助事業の導入 F & U 農業後継者セミナーの開催 農業実践力養成セミナーの開催 農業振興会後継者部への補助	○農家の高齢化・後継者不足 ○後継者に対する支援体制
新規就農者の育成支援	新規就農者 10人（累計） 経営開始に向け研修中 2人 新規就農者への農用地利用集積 20,908 m ² （令和3年度実績） 新規就農相談センターの活用 新規就農提案型農業経営支援事業の実施 地域振興プロジェクトの実施 (新規就農者が活躍出来る地域農業に向けての話し合い)	○研修先農家の不足 ○出荷作業場の不足 ○ハウス等の農業用施設の整備
担い手への農地の集積	担い手への農用地利用集積の実績 平成28年度 16,530 m ² 平成29年度 11,481 m ² 平成30年度 31,203 m ² 令和元年度 8,556 m ² 令和2年度 16,225 m ² 令和3年度 47,792 m ² 新規就農者への設備導入の支援	○利用集積の拡大（地区別対応） ○営農拡大意欲の地域格差

（2） 安心して農業のできる生産環境整備

③ 農地の保全と利用促進

施 策	取組実績・検証	課題抽出
優良な農地の保全	用排水路の清掃、しゅんせつの実施 東郷前用水の災害復旧 台風19号の被害による、農業用水路の復旧	○特定生産緑地の指定の促進 ○用排水路等の整備 ○農業用取水堰等の改修整備

施 策	取組実績・検証	課題抽出
遊休農地の再生・活用	遊休農地現況調査の実施 遊休農地の再生整備事業 担い手への農地の集積	○農業委員・推進委員による遊休農地パトロールの促進 ○優良農地の減少 ○水田の遊休農地化
環境にやさしい農業の推進	家畜伝染病危機管理マニュアルの策定 公害防止薬剤購入助成の継続 東京都エコ農産物認証制度 生分解性マルチの購入補助 ひまわり緑肥事業の実施	○東京都エコ農産物認証制度のPR ○農薬・化学肥料の低減 ○緑肥事業の成果の検証

④ 獣害被害防止対策の推進

施 策	取組実績・検証	課題抽出
電気柵等による被害防止対策	被害実態調査の継続 JAあきがわとの連携による簡易電気柵の普及 サル追い払いの継続 加害獣侵入防止対策事業（電気柵設置） 電気柵の現状調査・再整備計画の作成	○電気柵の老朽化 ○生息域の拡大 ○加害獣種の増加 ○人身被害、庭の掘り返しなど農作物以外の被害増加
捕獲等による被害防止対策	あきる野の農と生態系を守り隊の設置 (狩猟免許取得支援、猟銃所持許可取得支援、捕獲従事者への総合支援) 広域捕獲の実施 隣接自治体との協議 防除・捕獲研修会の実施（農家、市民、猟友会対象） 対策マニュアルの策定（クマ、イノシシ）	

(3) 新たな農業の切り拓き

⑤ ふれあい農業の推進

施 策	取組実績・検証	課題抽出
観光・体験農園の整備	市民農園における栽培技術習得の講習会の開催 一般農家による市民農園の開設 イチゴ摘取り園の開設支援 援農ボランティアの検証 農福連携の支援	○観光・体験農園の不足
食育や食文化の継承	あきる野市食と栄養の連絡会議の開催 学校給食への地場産農産物の導入 農産物のレシピの作成	○学校給食での地場産野菜の使用の継続

⑥ 特産名産品の検討

施 策	取組実績・検証	課題抽出
新たな特産名産品やブランドの検討	「とうもろこし祭り」の開催 「とうもろこし焼酎」、「のらぼう菜のお味噌汁」の開発 あきる野産ワインの開発 ヤギチーズの開発	○新たな特産名産品の開発 ○既存の特産名産品の市外へのPR活動
農商工連携による地元産農畜産物の利用拡大	「簡単料理レシピ」の作成及び料理講習会の開催 産業祭の開催	○飲食店等での使用拡大と普及 ○生産から販売まで行う6次化の拡充

第3章 あきる野農業の進むべき道

1 目標

やってんべえ！「明日の笑顔が見える、あきる野農業」

本計画では目標達成に向けて、あきる野市の持つ「農」の可能性を高めるために、以下3つの基本方針を掲げ、その方針ごとに16の施策を定めています。これらの施策はバラバラに進めて行くのではなく、相互に補完・連携し合う関係です。行政だけでなく、農業者やJAあきがわ、事業者、市民など様々な主体が連携・協力して展開していきます。

2 計画の3つの基本方針

(1) 魅力ある農業経営の確立

農業従事者の高齢化や担い手の不足などから耕作されていない農地（遊休農地）が、市内に点在しています。この遊休農地を農地に再生し、農産物の生産増加と自然環境の保全を図り、市民の要望・期待に応えることができるような取組を継続していきます。

特に、認定農業者や認定新規就農者などの担い手が魅力を感じる農業経営ができるよう、農地の利用集積による規模拡大や、安定した経営を図るための支援を行います。

また、農家と消費者の交流を深めるため、収穫体験や栽培見学等がセットとなった「あきる農を知り隊（農ウォーク）」の開催を継続し、あきる野農業の応援者の確保を目指します。

(2) 安心して農業のできる生産環境整備

農地は食料生産の場であるとともに、市民に潤いや安らぎを与えるなどの役割も備えていることから、遊休農地の解消に努め、「農地と住宅地が共存共栄」できる取組を進めます。安定的に生産できる場を確保した上、環境にやさしく、かつ、安全・安心な農産物の生産を進めます。

また、既存の農地については、生産力の向上を目指すため、基盤整備や農道整備について、検討を行います。

さらに、異常気象や野生鳥獣による農地や農作物への被害も続いていることから、風水雪害などに対しては農業用施設の防災減災に取り組み、鳥獣害に対しては猟友会に委託しているサルの追払いや有害鳥獣捕獲委託を継続とともに、意欲ある農家、猟友会、市民で構成する「あきる野の農と生態系を守り隊」を引き続き支援し、電気柵などによる防除と組み合わせて総合的に対策を行います。

(3) 新たな農業の切り拓き

果実の摘み取りなどの観光・体験農園の整備、農家による農産加工の拡充、地域内外の商工業者との連携による新たな加工品やレシピの開発、農産物のブランド化などをとおして、新たな動きを加速し、市民等に広めることにより、生産量の拡大と市民に愛され、親しまれる農業を目指します。

3 あきる野市農業振興計画の体系

【目 標】

【3つの基本方針】

【目標達成に向けた推進項目】

【施 策】

【重点施策】

やつてんべえ！

「明日の笑顔が見える、あきる野農業」

(1) 魅力ある農業経営の確立

農業経営の規模拡大や担い手育成を支援し、経営の安定化と消費者との信頼関係の構築を図ります。

① 地産地消型農業の推進

3つの直売所を拠点として、市民とともに地産地消を推進します。

① 直売所の拡充

② 農畜産物の安定供給

③ 消費者と農業者の交流イベント

② 担い手の確保・育成

将来のあきる野農業の担い手を支援します。

④ 認定農業者制度等の推進

⑤ 農業後継者の育成支援

⑥ 新規就農者の育成支援

⑦ 担い手への農地の集積

○ 直売所の拡充

秋川ファーマーズセンターを地産地消の核として再整備

○ 新規就農者の育成支援

新規就農者への支援の継続

○ 担い手への農地の集積

認定農業者、認定就農者への農地の集積

(2) 安心して農業のできる生産環境整備

農地は、潤いや安らぎを与える場であることなどの多面的機能としての必要性のPRや、安心して農業経営を継続できる環境の整備を図ります。

③ 農地の保全と利用促進

意欲ある農業者に遊休農地の利用促進を図ります。

⑧ 優良な農地の保全

⑨ 遊休農地の再生・活用

⑩ 環境にやさしい農業の推進

④ 獣害被害防止対策の推進

獣害被害による生産意欲の低下を防ぎます。

⑪ 電気柵等による被害防止対策

⑫ 捕獲等による被害防止対策

○ 遊休農地の再生・活用

遊休農地を再生し、経営規模の拡大を希望している農家へ農地の利用集積

○ 電気柵等による被害防止対策

防除、捕獲、追払い等総合的な獣害対策の継続

農業者・市民等に狩猟免許等取得のための支援の継続

(3) 新たな農業の切り拓き

農商工の連携や観光・体験農園の整備など、あきる野農業の新たな可能性を追求します。

⑤ ふれあい農業の推進

食育や市民が土にふれあうことで、農業の必要性等の理解を深めます。

⑬ 観光・体験農園の整備

⑭ 食育や食文化の継承

⑥ 特産名産品の検討

地元産農畜産物のPRや新たな特産名産品、加工品の開発を推進します。

⑮ 新たな特産名産品やブランドの検討

⑯ 農商工連携による地元産農畜産物の利用拡大

○ 観光・体験農園の整備

消費者との距離が近い生産環境を活かし、都市住民が気軽に農に親しみ、食を楽しめる環境の醸成



4 今後の取組と成果目標

(1) 魅力ある農業経営の確立

① 地産地消型農業の推進

1 直売所の拡充

重点施策

現状

- 1 秋川ファーマーズセンターの再整備に向けて、JAあきがわと連携し推進していくため、協議を継続している。
- 2 JAあきがわ管内の3直売所について自由に出荷可能となっている。
- 3 市内直売所（秋川ファーマーズセンター、五日市ファーマーズセンター、瀬音の湯物産販売所「朝露」）の農家会員数は199人（令和4年3月1日現在）となっている。
- 4 直売所を活用した「あきる農を知り隊（農ウォーク）」や産業祭の実施。特産のとうもろこし祭を開催した。

今後の取組

- 1 秋川ファーマーズセンターを地産地消の核として、「あきる野の農と食」を満喫できるような機能等を備えた施設として再整備する。
- 2 新鮮で安全・安心な農畜産物の供給量の増加を図る。
- 3 あきる野農業をPRするイベントを開催する。

成果目標

1年を通して、市民等に新鮮で安全・安心な農畜産物を安定的に供給することにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
秋川ファーマーズセンター再整備				次期振興計画
				・市 ・農業者 ・JAあきがわ ・新四季創造（株）

2

農畜産物の安定供給

現状

- 1 東京都補助事業（都市農業経営力強化事業、新規就農者定着支援施設整備事業）を活用し、パイプハウスやイチゴ栽培システムを導入したことで年間をとおして農作物の生産ができるよう補助を行っている。
- 2 遊休農地を含めた農地の利用状況を把握し、担い手へ農地の集積を行い、生産量の増加を図っている。
- 3 次世代の栽培施設導入に向けて補助事業の導入を行っている（東京型次世代アグリシステム）。

今後の取組

- 1 東京都補助事業を活用した施設整備を推進する。
- 2 遊休農地の再生により生産量の増加を図る。
- 3 優良牛品種改良の研究、家畜伝染病の予防接種等の助成を継続する。
- 4 農業施設共済加入の普及を促進する。
- 5 販路拡大に向け、新たな販路のあっせんやマルシェなどに参加し、市外に対しても、あきる野産の農畜産物のPRを行う。
- 6 社会情勢に即した、農畜産物の安定供給ができる支援を行う。
- 7 低コスト環境制御システムをはじめとする、AIを活用したスマート農業の研究を行う。

成果目標

1年を通して、市民等に新鮮で安全・安心な農畜産物を安定的に供給することにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
要望調査・都と協議・補助事業による施設等の整備				次期振興計画
遊休農地の再生・活用による生産量増加				・市 ・農業者 ・農業委員会
優良牛品種改良等助成継続				
A Iを活用したスマート農業の研究				

3 消費者と農業者の交流イベント

現状

- 1 産業祭にて、子牛の写生会や特産であるのらぼう菜の苗の配付を実施した。
- 2 各地区にて「あきる農を知り隊（農ウォーク）」を開催し、収穫体験や栽培見学を実施した。
- 3 J Aあきがわ主催の収穫祭・とうもろこし祭を開催し、消費者と農業者の交流を図っている。

今後の取組

- 1 産業祭を開催し、消費者と農業者の交流を図る。
- 2 3つの直売所を基点に、「あきる農を知り隊（農ウォーク）」の実施を継続・拡充する。
- 3 J Aあきがわと連携し、観光と連動した交流イベントの開催をする。
- 4 社会情勢に即したイベントのあり方についての検証を行う。

成果目標

消費者に、あきる野農業の理解と農業者との交流を通じて、あきる野農業の応援者を増加させる。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
	産業祭の開催			・市 ・市民 ・農業者 ・農業委員会 ・J Aあきがわ
	「あきる農を知り隊（農ウォーク）」の開催			
	都市住民との交流イベントの開催			

② 担い手の確保・育成

4 認定農業者制度等の推進

現状

- 1 認定農業者50人（令和5年3月1日現在）
- 2 農業経営の規模拡大、生産方式、経営の合理化等自らの農業経営改善に意欲的に取り組む「認定農業者制度」を推進し、認定農業者の増加につなげている。
- 3 農業が後継者や女性に魅力ある職業として、意欲を持って農業に取り組めるよう、休日、給与、家事等の役割分担をルール化して取り決めた「家族経営協定」の推進を行っている。
- 4 認定農業者として必要な農業経営改善計画について、専門家によるサポートの派遣を実施した。

今後の取組

- 1 認定農業者向けの市独自の支援策を検討する。
- 2 「あきる野市認定農業者等担い手育成総合支援協議会」を核として、認定農業者の経営改善等の取組をサポートする。
- 3 農業委員会や農業団体が発行する機関紙などで制度の普及啓発を行う。

成果目標

50人を目指す認定者とし、経営感覚に優れた担い手などを認定農業者として確保・育成する。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
	支援策検討			・市 ・農業者 ・農業委員会 ・認定農業者等担い手育成総合支援協議会
	協議会によるサポート			
	制度のPR			

5

農業後継者の育成支援

現状

- 1 あきる野市農業振興会後継者部の会員：24人（令和5年3月1日現在）
- 2 市の独自事業である「新規就農者提案型農業経営支援事業」を継続し、農業後継者への支援を行っている。
- 3 東京都と連携し、「フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー」や「農業実践力養成セミナー」による後継者の育成を実施した。
- 4 あきる野市農業振興会やJAあきがわ青壮年部と連携し、農業後継者への情報共有や研修会を実施した。

今後の取組

- 1 「新規就農者提案型農業経営支援事業」を継続していく。
- 2 フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー及び農業実践力養成セミナーへの参加を啓発する。
- 3 あきる野市農業振興会を通じた農業者への持続可能な支援を行う。
- 4 後継者部への助成、農業振興資金利子補給制度を継続する。

成果目標

農業の基礎的な知識や実践的な技能を修得することにより、意欲ある担い手を確保するとともに、農業経営の安定化を図る。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
新規就農者提案型農業経営支援事業				
セミナー参加の啓発			→	
農業振興会を通じた農業者への支援			→	
利子補給の継続			→	
				次期振興計画 ・市 ・農業委員会 ・JAあきがわ

6 新規就農者の育成支援

重点施策

現状

- 農外からの新規就農者人数：12人（認定農業者に移行者を含む。）（令和5年3月1日現在）
- 新規就農相談員を配置し、東京都農業会議等と連携して新規就農希望者の受入れを進めている。
- 東京農業アカデミーと連携し、市内の農業者への研修先のあっせんを行っている。
- 東京都の「新規就農者定着支援施設整備事業」や市の独自補助である「新規就農者提案型農業経営支援事業」を活用し、トラクター等の農業機材を支援している。
- 新規就農者が農業経営が安定するまで補助を行う国の「農業次世代人材投資事業費補助金」を活用し、支援を行っている。

今後の取組

- 東京都農業会議等と連携し、就農希望者の市内農家の支援を進める。
- 新たな担い手として、認定新規就農者の受入れを進める。
- 農用地利用集積等促進計画（旧農用地利用集積計画）により認定新規就農者に農地のあっせんを行う。
- 国や都の支援制度や新規就農者提案型農業経営支援事業を活用し、認定新規就農者が安定した経営を行えるまでの支援を行う。
- J Aあきがわと連携し、就農後の技術支援や販路の確保を図る。

成果目標

新たな担い手を確保・育成することにより、遊休農地の解消と生産量の増加を目指す。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
就農希望者の研修先あっせん・受入農家の支援				・市 ・農業委員会 ・農業者 ・東京都農業会議 ・東京農業アカデミー ・J Aあきがわ
認定新規就農者の受入れ・農地のあっせん				
新規就農者提案型農業経営支援事業				
就農後の技術支援や販路の確保				

現状

- 1 年間を通じて農地の利用状況を把握し、遊休農地を中心に通知や訪問により、認定農業者をはじめとする担い手への農地集積につなげている。
- 2 法人を認定農業者（4法人）として認定し、遊休農地を農地として貸借することにより遊休農地の活用（解消）を図っている。
- 3 農地中間管理事業の開始により、東京都農業会議と連携し、農地の集積を図っている。

今後の取組

- 1 農地の利用状況を把握し、担い手への農地の集積につなげる。
- 2 認定農業者・認定新規就農者
農地中間管理事業の活用による貸借を推進する。
- 3 認定農業者以外
農地法（第3条）の許可による貸借を推進する。
- 4 農地貸借の同意に基づき、遊休農地を再生し、利用する。農用地利用集積等促進計画（旧農用地利用集積計画）により担い手に農地のあっせんを行う。
- 5 法人による農地の貸借を推進する。

成果目標

遊休農地の解消による農業環境の向上及び生産量の増加による安定供給を進めることにより、農業者の所得向上と経営の安定化を目指す。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
農地の利用状況の把握			→	
農地中間管理事業の活用			→	次期振興計画
遊休農地の再生・あっせん			→	・市 ・農業者 ・農業委員会
貸借の促進			→	



(2) 安心して農業のできる生産環境整備

③ 農地の保全と利用促進

8

優良な農地の保全

現状

- 1 農業振興地域内農用地面積：256.3ha（令和3年3月東京都の地域・区市町村別農業データブック）
- 2 生産緑地地区の指定面積：67.0ha（〃）
- 3 市街化区域内農地について、生産緑地のパトロールや追加指定及び特定生産緑地制度への移行を実施している。
- 4 農業振興地域など一団の農地については、農地利用状況調査により、遊休農地等の洗い出しを行い、耕作されていない農地については、通知や直接の訪問により、担い手への集積を図っている。
- 5 定期的に農道や農業用水路の点検を実施し、補修等を行っている。

今後の取組

- 1 農地及び農業基盤の防災対策を行う。
- 2 生産緑地地区の追加指定及び特定生産緑地の移行を行う。
- 3 基盤整備事業や農道整備等について地権者の意向を把握する。
- 4 用排水路の整備、農業用取水堰等の改修について検討・協議を行う。

成果目標

農業振興地域内農用地や生産緑地地区などの優良農地を確保・保全することにより、市民等に潤いや安らぎを与えるとともに、生産量の増加を目指す。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
	農地防災対策事業			
	生産緑地及び特定生産緑地制度			
	農道整備等の意向把握			
	農業用取水堰等の改修検討			
			次期振興計画	・市 ・農業委員会 ・農業者

9

遊休農地の再生・活用

重点施策

現状

- 1 遊休農地面積：5.8ヘクタール（2015年農林業センサス）
- 2 年間を通じて利用状況調査を実施し、遊休農地所有者の意向調査と農地の再生を行い、農業経営の規模拡大を目指す認定農業者や認定新規就農者等に農地の利用集積を行っている。
- 3 遊休農地について、農地として活用できるよう整備している。

今後の取組

- 1 遊休農地所有者の意向調査を行う。
- 2 農業委員会や農業団体が発行する機関紙などで農地中間管理事業等の制度の普及啓発を行う。
- 3 貸借の同意が得られた遊休農地を畑として活用できるように再生する。
- 4 農業経営基盤強化促進法に基づき、認定農業者・新規就農者等に集積する。
- 5 用水組合等と連携し水田の遊休農地化に歯止めをかける。

成果目標

遊休農地を再生し、担い手農家へ集積することにより、生産拡大を進め、直売所へ安定的な供給を図る。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
				次期振興計画
農地の意向調査・情報提供				・市 ・農業委員会 ・農業者
遊休農地再生・農用地利用集積等促進計画				
用水組合との連携				

10

環境にやさしい農業の推進

現状

- 1 ビニールごみの減量を図るために、生分解性マルチの利用促進を図り、環境にやさしい循環型農業を推進した。
- 2 定期的に家畜施設（5戸）を巡回し、環境整備を実施した。
- 3 ひまわり緑肥を活用した環境負荷の少ない農業の推進をした。

今後の取組

- 1 家畜排せつ物たい肥の利用を促進する。
- 2 ビニールごみを減量するため生分解マルチの利用促進を図る。
- 3 有機農業や化学肥料・農薬を減らした農業の推進を行う。
- 4 東京エコ農産物認証・有機JAS認証の支援を行う。

成果目標

安全・安心な農産物を直売所に供給するとともに、生分解性マルチ購入補助の継続をするなど環境負荷の低減を図る。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
				次期振興計画
ビニールごみ（マルチ）減量の促進				・市 ・農業者 ・JAあきがわ
有機農業や化学肥料・農薬を減らした農業の推進				
認証制度等の支援				

④ 獣害被害防止対策の推進

11

電気柵等による被害防止対策

重点施策

現状

- 1 電気柵設置延長：4,041m（平成28年度～）
簡易電気柵無料貸出し個数：50機
- 2 東京都の補助事業を活用し、あきる野市電気柵更新計画に伴い、希望地区に電気柵を設置している。
- 3 農業者に簡易電気柵の無料貸出しを実施することで、自ら被害防止対策を行っている。
- 4 電気柵と併用し、猟友会によるサルの追い払いやロケット花火を配付している。

今後の取組

- 1 野生鳥獣による農業被害調査を継続する。
- 2 サル追い払い事業（東京都補助事業）を継続する。
- 3 電気柵（東京都補助事業）設置を継続する。
- 4 老朽化した電気柵の更新を行う。
- 5 簡易電気柵の短期的な貸出しを行う。
- 6 計画的に電気柵の機能向上に取り組む。

成果目標

安心して農業生産活動に取り組むことにより生産性及び生産意欲の向上を図る。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
	被害調査継続			・市 ・農業者 ・獣害対策協議会 ・猟友会 ・あきる野の農と生態系を守り隊 ・J Aあきがわ
	追い払い事業継続			
	電気柵設置・更新の継続			
	簡易電気柵貸出し			
	電気柵の機能向上			

現状

- 1 有害鳥獣捕獲実績（令和3年度）
イノシシ：29頭、ハクビシン・アライグマ等：184頭、シカ：17頭
- 2 あきる野市獣害対策基本計画に基づき、イノシシ、ハクビシン等の有害鳥獣の捕獲委託を行っている。
- 3 ニホンジカによる農作物被害が増加しているため、東京都シカ管理計画に基づき、令和3年度より捕獲委託を開始している。
- 4 「あきる野の農と生態系を守り隊」への支援を継続し、農業者・市民等の幅広い従事者が防除への参加を図るよう、狩猟免許や猟銃等所持許可の取得、技術研修を推進している。

今後の取組

- 1 農作物に被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲委託を継続する。
- 2 「あきる野の農と生態系を守り隊」への支援を継続する。

成果目標

安心して農業生産ができる環境を作り、生産性の向上を図ることにより、農業経営の安定を目指す。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
	捕獲委託継続		→	<p>次期振興計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市 ・農業者 ・猟友会 ・あきる野の農と生態系を守り隊

あきる野の農と生態系を守り隊支援継続 →



(3) 新たな農業の切り拓き

⑤ ふれあい農業の推進

13

観光・体験農園の整備

重点施策

現状

- 1 あきる野産ブドウによるワイン醸造やあきる野産のコメを使用した日本酒造りを支援した。
- 2 イチゴの生産及び摘み取り園の開設に向けた施設整備を支援した。
- 3 市民農園の整備や指導員による支援を強化した。
- 4 農業者が開設した市民農園を支援した。

今後の取組

- 1 利用集積などを活用し、農家がイチゴやブルーベリー、トウモロコシ等の観光・体験農園を整備するために必要な集団的農地のあっせんを行う。
- 2 施設化が必要な場合、東京都補助事業等を活用し、体験農園の整備を推進する。
- 3 援農ボランティアの検証や支援を行い、消費者が身近に農業に携わることができる仕組みづくりを行う。
- 4 農福連携の取組が充実するよう支援する。

成果目標

体験等を通じ、あきる野農業の理解を深めてもらい、市内外からの来訪者を増やすとともに、農業者の所得向上を図る。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
観光・体験農園の受入れ、農地のあっせん				・市 ・農業委員会 ・農業者 ・戸倉体験研修センター指定管理者 ・JAあきがわ
	体験農園の整備			次期振興計画
		援農ボランティア・農福連携の支援		

現状

- 1 地場産農産物を活用した学校給食等への提供を支援した。
- 2 親子を対象に農ウォークによる収穫体験や試食会を開催した。
- 3 飲食店にてあきる野産野菜の提供連携の支援をした。
- 4 市内小学校のコメ作りの支援について地元農業者と連携を図っている。

今後の取組

- 1 学校給食等での地場産農産物の使用を継続していく。
- 2 地場産農産物を活用したイベントの開催を検討・協議する。
- 3 地場産農産物を使用した料理や、農家の郷土料理の普及を進める。
- 4 地場産農産物使用飲食店の認証制度などを検討する。

成果目標

学校給食やイベント等を通じ、「あきる野農業の魅力」や、「食の大切さ・命の尊さ」を伝えることにより、地場産農産物の利用拡大を図る。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
		学校給食での地場産農産物の使用の継続	次期振興計画	• 市 • 市民 • 農業者 • 教育委員会 • 市内飲食店等 • JAあきがわ
		地場産農産物の活用イベントの開催		
		認証制度の検討		

⑥ 特産名産品の検討

15

新たな特産名産品やブランドの検討

現状

- 1 あきる野産ブドウを活用したワイン開発の支援を行った。
- 2 あきる野産のコメを活用した日本酒開発の支援を行った。
- 3 新規就農者による新たな品種（西洋野菜）生産の支援を行った。
- 4 イチゴ生産及び摘み取り園の施設整備の支援を行った。
- 5 ヤギの生乳を活用したチーズ開発の支援を行った。
- 6 J Aあきがわにて「とうもろこし焼酎」、「のらぼう菜のお味噌汁」の開発を行った。

今後の取組

- 1 あきる野市農業振興会等と新たな特産名産品の発掘・開発について検討する。
- 2 東京都や農業者と連携し、あきる野市の気候・風土に見合った野菜等の生産を検討する。
- 3 特産名産品等を各種媒体でPRをする。
- 4 農産物等の地域ブランドの維持拡大をする。

成果目標

特産名産品開発やPRを行い、ブランド力を生かした安定した農業経営を図る。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
	新たな特産名産品の検討			
	特産名産品のPR			次期振興計画
	地域ブランドの維持拡大			・市 ・農業者 ・東京都 ・J Aあきがわ

16

農商工連携による地元産農畜産物の利用拡大

現状

- 1 飲食店・旅館等に「とうきょう特産食材使用店」の登録制度の普及啓発活動を行っている。
- 2 産業祭にて農商工が連携してイベントを開催し、地元産農畜産物の活用について拡充を図っている。
- 3 地元産農畜産物による加工品の開発支援を行った。

今後の取組

- 1 「とうきょう特産食材使用店」登録制度の普及啓発を図る。
- 2 地元で愛され、親しまれる料理・商品開発の研究をする。
- 3 地元産農畜産物を使用した「簡単料理レシピ」のPRをする。
- 4 商工会等と共同イベントを開催し、農畜産物等の販売を促進する。
- 5 農商工連携による6次産業化の拡充を支援する。

成果目標

あきる野産の農畜産物の消費拡大により、生産量の増加を目指す。
また、農業と商工業との連携を強化し、地域産業の振興を図る。

年度計画

5年度	6年度	7年度	8年度	取り組み推進主体
	登録制度の普及啓発		→	次期振興計画
	イベントによる農産物等の販売促進		→	・市 ・市民 ・農業者 ・JAあきがわ ・商工業者
	6次産業化の支援		→	

資料編

1 アンケート調査

(1) 調査概要

調査期間	対象	配布数	回収状況
農業者アンケート 令和4年5月26日（金） ～6月15日（水）	市内に一定面積以上の農地を所有する農業者	362件	289件 回収率79.8%
直売所利用者アンケート 令和4年6月11日（土） 及び 6月15日（水）	秋川ファーマーズセンター 五日市ファーマーズセンター 瀬音の湯物産販売所 「朝露」の各直売所に来店された方	103件	

(2) 農業者アンケート調査結果

【問1】 あなたの年代をお選びください。

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
1	0	2	7	20	83	107	69

【問2】 あなたのお住まいは、どちらですか。

東秋留	多西	西秋留	増戸	五日市	小宮・戸倉
54	57	48	41	51	38

【問3】あなたの世帯で、農業をしている方についてお聞きします。

次の表に人数を記入してください。

従事日数（1年間）	男性（うち60歳未満）	女性（うち60歳未満）
60日未満	139人（27人）	86人（14人）
60日以上150日未満	68人（11人）	42人（15人）
150日以上	101人（19人）	30人（2人）

【問4】あなたの世帯があきる野市に所有または借りている農地の面積はどのくらいですか。

2,000m ² 未満	105
2,000m ² 以上3,000m ² 未満	63
3,000m ² 以上5,000m ² 未満	57
5,000m ² 以上	57

【問5】あなたの世帯が誰かに貸している農地の面積をお答えください。

貸している農地はない	180
1,000m ² 未満	64
1,000m ² 以上3,000m ² 未満	62
3,000m ² 以上	6

【問6】あなたの世帯が所有または借りている農地に不耕作地はありますか。

ア 不耕作地はない	109
イ 不耕作地がある	172

【問7】問6でイと答えた方にお聞きします。

ア 不耕作地は次のどちらですか。

田	43
畠	74

イ 不耕作地となっている理由は、どれですか。（複数回答可）

農業を行う時間が確保できないため	33
高齢のため	45
病気、ケガ等による身体的な理由のため	17
所有している農地が農業に適さないため（土壌、日照等）	30
自宅から遠いため	8
その他	22

【問8】不耕作地の活用について、今後どのようにしていきたいと考えていますか。

自分（世帯）で耕作したい	15
誰かに貸したい	33
誰かに売りたい	35
現状を維持したい	34
その他	8

【問9】あなたの地域で必要な農業支援はどのような分野ですか。（複数回答可）

資金、設備などの支援策による振興	51
6次産業化（生産、加工、販売等）	19
担い手の育成（認定新規就農者の育成、農用地利用集積・あっせん等）	52
基盤整備（農地の大区画化、汎用化、用排水路等の整備など）	21
必要な支援はない（現状維持でよい）	93
その他	16

【問10】現在、農産物販売による収入はありますか。

ある	96
ない	190

農産物や加工品の販売について

【問11】現在の販売先、出荷先をお答えください。(複数回答可)

秋川ファーマーズセンター	41
五日市ファーマーズセンター	20
瀬音の湯「朝露」	8
卸売市場	4
スーパーなどの小売店	9
庭先などの無人販売	27
学校給食センター	9
その他	17

【問12】販売に向けた農作物の栽培と出荷についてお聞きします。

ア 農作物の栽培は何人で行っていますか。また、どなたが行っていますか。

1人	37	世帯主(24)、配偶者(3)、子(4)、親(1)
2人	36	世帯主・配偶者(24)、世帯主・子(7)、世帯主・その他など(5)
3人以上	20	世帯主・配偶者・子(8)、世帯主・子・親(1)、世帯主・子・孫など(11)

イ 出荷(梱包、包装等)は何人で行っていますか。また、どなたが行っていますか。

1人	45	世帯主(29)、配偶者(5)、子(4)、親(1)
2人	36	世帯主・配偶者(26)、世帯主・子(6)、世帯主・孫など(4)
3人以上	11	世帯主・配偶者・子(5)、世帯主・配偶者子・その他など(6)

【問13】加工品の販売は行っていますか。

行っていない	76
行っている	14

【問14】その加工品はどなたが作っていますか。（複数回答可）

世帯主	8
配偶者	6
親	2
子	1
その他	4

【問15】農作物と加工品の1年間での売上げ（収入）はどのくらいですか。

100万円未満	51
100万円以上300万円未満	22
300万円以上500万円未満	6
500万円以上1,000万円未満	6
1,000万円以上	3

【問16】売上げ（収入）の多い品目は何ですか。

第1位：（トウモロコシ）

第2位：（クリ）

第3位：（トマト）

【問17】今後の農産物販売について、どのようにお考えですか。

現状を維持したい	62		
販売先を増やしたい	10		
販売先を減らしたい	3		
販売をやめたい	13	農業の後継者がいないため	10
		その他	3

今後の農業経営について

【問18】今後の農業経営について、どのようにお考えですか。

ア	規模を縮小したい	23
イ	規模を拡大したい	8
ウ	現状を維持したい	61

【問19】問18でアと答えた方にお聞きします。

現在お持ちの農地で、誰かに貸したいと考えている農地はありますか。

ない	21	
ある	11	およその面積（約300～2,000m ² ）

【問20】問18でイと答えた方にお聞きします。

規模拡大を考えている地区はありますか。

ない	6		
ある	10	東秋留地区	6
		多西地区	-
		西秋留地区	-
		増戸地区	3
		五日市地区	1
		戸倉・小宮地区	1

その他の取組みについて

【問21】体験型農園（市民農園・観光農園）を知っていますか。

制度を知っており、実施したい	17
制度はよく知らないが、興味がある	55
制度を知っているが、実施したいとは思わない	135
制度をまったく知らない	66

【問22】就農希望者やボランティアの受け入れについて、どのようにお考えですか。

積極的に受け入れたい	18
補助作業のみであれば受け入れたい	19
農業経験者なら受け入れたい	11
未経験者でも熱心な方なら受け入れたい	34
特に必要がない、受け入れたいと思わない	182

【問23】市民との交流等で希望する事業はありますか。（複数回答可）

収穫体験等のイベントの実施	26
地場産野菜の販売イベントの実施	27
学校教育との連携	25
福祉との連携	20
家庭菜園等で活用できる栽培技術講座	48
あまり必要性を感じない	130
その他	12

【自由記述欄】（誤字・脱字の訂正を除き原文ママ）

- ・地域でも高齢化に伴い不耕作地が増えていると感じます。また、草刈りが負担となっており、不耕作地が有効活用できる枠組みがあれば良い。
- ・獣害対策が課題と考えます。また、高齢化に伴う耕作地維持などが負担になっています。
- ・生産緑地と一般農地との税金の差が大きすぎる。農地を増やしたいのであれば対策が必要である。
- ・販売する機会が増えるとありがたい。
- ・野生動物が多種出没するため農業はできない。
- ・皆さん水田作業には一生懸命ですが水が不足している。
- ・特に現状で良い。
- ・高齢者であっても次世代につながるため、資金・物品の援助をしてほしい。
- ・日本の農産物の自給率を上げるためにも限りある農地を有効に活用してほしいです。
- ・下代継東前地区における水田の維持が重荷である。
- ・農道の維持管理を充実して欲しい。
- ・現在保有の農地が全て市街化調整区域のため活用ができず、維持が困難になりつつある。

- ・下代継字東前地区の休耕田が多い。大型農業試験場などの誘致を希望する。
- ・所有している農地のほとんどが不耕作地であり、農地を利用したい人がいれば無料で提供したいので、市のほうであっせんしていただけすると助かる。
- ・秋川ファーマーズセンターの改築。（レストラン併設）
- ・自家消費以上の余剰生産物の販売。自由販売市場の設置。
- ・市街化調整区域の農地なので売りたくても売れない。今後高齢になり草刈りもできなくなったときが心配である。
- ・動物、シカ、猿、イノシシ、ハクビシンなど鳥獣被害が多い。電気柵、網には限度がある。
- ・鹿が近年増加傾向にあると思う。自作で柵を作ったりするが手に負えない部分がある。
- ・できればトラクター購入の補助金などあれば助かる。現状では、古いで転倒など安全対策ができていない。
- ・近くに不耕作農地があるが農地所有が 30 a もないので買うことができない。家が近くなので買入れしたいが農地として買入れできない。
- ・山間部で畑が急斜面なため農業に適さない。別の活用法があればよいのではないか。
- ・市街化調整区域での農地のあり方の検討をしてほしい。
- ・境界をはっきりしたい。南飯坂に畑があるが、隣の畑との境界がよく分かりません。相続や土地を貸したりで、作る人が代わると曖昧になっている。はっきりさせるために畑奥側にも杭を打ってほしい。
- ・一年に 300 日以上畑（平沢）に行きますが高齢者の就労が目立つ。農業振興地域の農用地にも雑草が見受けられます。農振地域の支援の充実が必要である。
- ・日照時間が少ないため農作物ができない。山林所有者に協力していただき山の尾根から 30 m 位下方へ杉を伐採してもらうように動いてもらいたい。
- ・世界情勢により、あらゆる物が高騰しており、肥料等も例外ではなく、購入補助制度の創設を検討してほしい。
- ・有害鳥獣の駆除を望む。
- ・山間部の畑のため、サル、シカ、イノシシの対応に苦慮している。対策が必要である。
- ・体験型観光農園で一番の問題点、駐車スペースが 30~40 台分必要である。一部農地を駐車場として使える許可を要望する。他の農家さんに迷惑にならないようしたい。
- ・野菜の無人販売所を始めたいが自分の土地にはいい場所がない。
- ・高齢になり不耕作化が進み安易に果樹園などに転用しても結局管理ができないくなり、猪、猿、ハクビシン、鹿などの出没につながると考えると農業の専

門家に託して有効活用してもらいたい。

- ・農業振興地域農用地の道路整備。
- ・獣害対策が不十分です。高齢化が進むなか早急な対応が必要です。

(3) 直売所利用者アンケート調査結果

【問1】あなたの年代をお選びください。

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
0	3	2	15	31	27	19	6

【問2】あなたのお住まいの地区を教えてください。

市内	30	秋川地区		五日市地区		小宮、戸倉地区	
		12	10	1	1	7	7
都内	57	西多摩地区		その他の市部		区部	
		19	25	1	7	7	7
都外	16						

【問3】市内直売所について、ご利用頻度はどれくらいですか。

ア 秋川ファーマーズセンター

行ったことがない	初めて	月に 回程度(上段回数)							年に 回程度(上段回数)				
		1	2	3	4	5	7	10	1	2	3	4	5
19	6	1	18	10	10	3	1	2	4	6	6	4	7
		7											

イ 五日市ファーマーズセンター

行ったことがない	初めて	月に 回程度(上段回数)							年に 回程度(上段回数)				
		1	2	3	4	5	4	9	1	2	3	4	4
54	4	1	6	3	7	2	2	1	7	6	3	1	1
		7											

ウ 瀬音の湯「朝露」

行ったことがない	初めて	月に 回程度(上段回数)				年に 回程度(上段回数)					
		1	2	3	4	1	2	3	4	5	6
45	9	1	3	2	1	13	12	7	2	1	6
		2									

【問4】本日、直売所に来た理由を教えてください。(複数回答可)

新鮮な農産物が購入できるため	95
栽培している農家を知っているため	6
安心感や安全性が高いと感じるため	24
知人や家族に勧められたため	5
安価で購入できるため	19
外の小売店では購入できない農作物などを販売しているため	39
自宅から近いため	10
観光目的のため	10
その他	6

【問5】今後、販売してほしい商品はありますか。(例：惣菜、肉、魚など)

肉、魚、惣菜、弁当、レシピの紙、果物、トマト、とうもろこし

【問6】農業への理解や関心を高めるめには、どのような取組が必要だと考えますか。(複数回答可)

新鮮な野菜等が手軽に購入できるシステム	46
学校給食での地場産野菜の利用促進	11
特產品の開発やPR	28
体験型農園の拡充（市民農園・観光農園）	8
商業・観光との連携した取組	17
緑や花のある景観を生かしたまちづくり	16
新規就農者の受け入れ支援	10
地場産野菜が食べられる飲食店	28
農作業体験イベント	15

【自由記述欄】（誤字・脱字の訂正を除き原文ママ）

- ・農地を守っていただきたい。
- ・いつまでも新鮮なものを作っていただきたい。
- ・初めての野菜の料理方法を教えてほしい。
- ・端境期に野菜が少ない。
- ・トウモロコシが大変おいしい。
- ・プチプヨは孫たちが大好きなのでよく来ている。
- ・子供が参加できるイベントがあると良い。
- ・人気商品は整理券等で管理をして欲しい。
- ・休憩できるよう椅子を入れて欲しい。
- ・もっとたくさんトウモロコシを販売して欲しい。野菜の通販を取りいれて欲しい。
- ・農産物が新鮮でおいしい。

2 あきる野市農業振興計画策定検討委員会委員名簿

氏 名	所 属
◎相原 宏次	一般社団法人 東京都農業会議 事務局長
○甲野 富和	あきる野市農業委員会 会長
高木 守	秋川農業協同組合 地域振興部長
横田 弘文	秋川ファーマーズセンター直売所運営委員会 会長
宮崎 恒雄	五日市ファーマーズセンター直売所運営委員会 会長
田中 英雄	十里木・長岳農畜産物等直売組合 副組合長
嶋崎 三雄	あきる野市農業振興会 会長
石川 光代	あきる野市農業振興会 幹事
山下 まこと	消費者の代表
秋山 とし子	消費者の代表
飯田 淳二	一般社団法人 東京都農業会議
久保田 聰	東京都西多摩農業改良普及センター 所長
鎌田 純徳	東京都農業振興事務所
大久保 学	あきる野市環境経済部 部長

(敬称略、◎委員長、○副委員長)

3 あきる野市農業振興計画の策定経過

日 程	内 容
令和4年 4月26日（火）	第1回 あきる野市農業振興計画策定検討委員会 (1) 委嘱式 (2) 委員長、副委員長選任 (3) 現あきる野市農業振興計画について (4) あきる野農業の現状について (5) アンケート調査について
令和4年 5月26日（木） ～6月15日（水）	「アンケート調査」の実施 (1) 農家を対象としたアンケート調査 (2) 集計
令和4年 6月11日（土） 及び6月15日（水）	「アンケート調査」の実施 (1) 直売所利用者を対象としたアンケート調査 (2) 集計
令和4年 8月3日（水）	第2回 あきる野市農業振興計画策定検討委員会 (1) アンケート調査結果の報告について (2) 農業振興計画に掲げた事業計画の検証・評価について (3) 素案の検討について
令和4年 10月24日（月）	第3回 あきる野市農業振興計画策定検討委員会 (1) あきる野市農業振興計画（案）について (2) 表紙の決定について
令和5年 1月15日（日） ～2月 6日（月）	農業振興計画（案）に対するパブリックコメント (1) 市民等からの意見公募
令和5年2月下旬	第4回 あきる野市農業振興計画策定検討委員会 (1) あきる野市農業振興計画について ・パブリックコメント後の最終確認
令和5年3月下旬	あきる野市農業振興計画の策定・公表

4 あきる野市農業振興計画策定検討委員会設置要綱

令和2年5月26日通達第24号

(目的及び設置)

第1条 あきる野市農業振興計画を改訂するに当たり、魅力ある産業としてのあきる野農業の振興を目的とし、広く市民、農業者等の意見を反映するため、あきる野市農業振興計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) あきる野市農業振興計画の策定に関すること。
- (2) その他農業振興に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 農業委員会委員
- (3) 秋川農業協同組合の職員
- (4) 農業者の代表
- (5) 消費者の代表
- (6) 東京都農業会議の職員
- (7) 東京都職員
- (8) 市職員

2 前項第5号の委員については、公募により選考することができる。

(委嘱等)

第4条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、第2条の規定による報告を終了したときに満了する。

(謝礼)

第6条 第3条第1項第1号から第6号までに規定する委員には、予算の範囲内で謝礼を支払う。

(役員)

第7条 委員会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 委員長 1人

(2) 副委員長 1人

2 役員は、委員の中から互選する。

(役員の職務)

第8条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 委員会は、必要な都度、会議を開催するものとし、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、環境経済部農林課において処理する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

5 表紙の説明

(1) 秋川ファーマーズセンター

住所：〒197-0814 あきる野市二宮811

電話：042-559-1600

概要：都内最大級の直売所として市内外の多くの方に親しまれています。

(2) 秋川とうもろこし

甘みが強くひとつひとつの粒が大きいのが特徴のトウモロコシです。例年6月から7月にかけて直売所等にて販売されています。

(3) しょうが

東秋留地区を中心に栽培が盛んに行われており、大きく新鮮なしょうがは直売所の来訪者に親しまれています。

(4) 五日市ファーマーズセンター あいな

住所：〒190-0154 あきる野市高尾3-1

電話：042-596-1280

概要：地元農家の方々が育てた安全・安心な採れたて野菜が並びます。2月から4月が旬の「のらぼう菜」は遠方からも買いに来られる方が多くいます。

(5) 五日市のらぼう菜

江戸時代から五日市地区で栽培されてきた特産品です。くせが無く、茎まで柔らかいので、ゴマ和えやおひたしなど、シンプルな味付けのものに最適です。例年2月から4月にかけて直売所等にて販売されています。

(6) トマト

年間を通じて多種多様なトマトが直売所等に並びます。甘みが強く、直売所では最も人気のある野菜のひとつです。

(7) 濱音の湯 物産販売所「朝露」

住所：〒190-0174 あきる野市乙津565

電話：042-595-2614

概要：新鮮な「朝採り野菜」を中心に、周辺地域の特産品や手作りの加工品などさまざまな物産品を取りそろえ、濱音の湯に立ち寄った観光客を中心に親しまれています。

(8) 東京和牛

食肉市場に出回ることが少なく、直売所・精肉店・レストランで販売・提供されています。柔らかく、味わい深い肉質が特徴のブランド和牛です。

あきる野市農業振興計画

発 行：令和5年3月

編 集：あきる野市環境経済部農林課

〒197-0814

東京都あきる野市二宮350番地

電話 042-558-1111（代）